

(使用許可条件)

令和7年11月5日

東京都立小金井工科・多摩科学技術高等学校自動販売機設置に関する仕様書

1 所在地

東京都立多摩科学技術高等学校及び小金井工科高等学校（東京都小金井市本町六丁目8番9号。以下、本校とする）。

2 使用財産（設置場所）及び台数

校舎棟1階廊下（床面積3.99㎡ 自動販売機3台及びリサイクルボックス）

実習棟2階廊下（床面積1.3㎡ 自動販売機1台及びリサイクルボックス）

※設置場所は別紙1・2のとおり

3 設置目的

東京都教育財産管理規則第15条第1項第4号により、本校舎を使用する生徒、来校者、教職員に、健康と安全に配慮された清涼飲料等を、環境負荷低減に留意し低廉な価格で提供するため。

4 使用許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、本仕様書第20項に該当した場合は許可を取り消すことがある。

5 使用について

使用を許可された者（以下、使用者とする）自らが使用するものとし、第三者に使用させてはならない。

6 設置物件

設置できる物件は、以下3点とする。

いずれも設置前に本校担当者と協議し、仕様、配置等を提示のうえ承諾を得ること。

上記以外の機械、設備の設置は自動販売機設備への取付けも含めて、一切認めない。

自動販売機設備は全て床置とし、据え付けに当たっては、清涼飲料自販機協議会が策定した『自動販売機据付規準』（2020年12月改訂版発行）を遵守し、転倒防止等の安全確保を十二分に行う。なお、現況施設の改変は認めない。

(1) 自動販売機4台のうち3台以上を飲料用とし、いずれも非常災害時に飲料等を無料提供できるようにすること。

(2) 缶、ペットボトル、ペットボトルふたの3種（以下、ペットボトル等とする）の

リサイクルボックスを適切な台数を設置すること。

- (3) 自動販売機使用電力計測用計量器(子メーター)を自動販売機の台数分設置すること。

7 使用者の資格要件等

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54条）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 官公庁または学校への設置実績があり、使用許可の全期間営業を維持できること。
- (3) 使用許可申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し所管行政庁から食品衛生法または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、または食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと。
- (4) 自動販売機の設置にあたり、営業許可、保健所への届出等、許可等法令に定めのある事項については、使用者が使用前に手続きを行うこと。
- (5) 使用許可申請の際には使用許可に関する申請書（別途定める東京都様式）とあわせて、印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業許可書、上記2にかかる申立書等を提出すること。詳細については、別途指示する。
- (6) 税金を完納していること。
- (7) 資産状態が良好であること。
- (8) 東京都内に営業所を有していること。

8 販売品目

- (1) 食品（栄養調整食品）、清涼飲料水（ミネラルウォーター、茶系飲料、コーヒー飲料、スポーツ飲料、果実飲料、炭酸飲料等）とすること。
販売する容器の形態は、ペットボトル及びリシール機能がある缶とすること。
- (2) エナジードリンク等の生徒への健康指導上ふさわしくないと学校が判断した商品は販売しないこと。
- (3) 自動販売機1台ごとに、アサヒ、伊藤園、大塚製薬、キリンビバレッジ、サンガリアフーズ、サントリー、コカ・コーラ、ダイドードリンコ、ポッカサッポロなどの大手メーカーを含む複数メーカーの製品を陳列し販売することが望ましい。
- (4) 商品のニーズについては、学校の要望に対して可能な限り対応し、商品の交換等を柔軟に行うこと。
- (5) 販売予定品目並びに価格表を事前に本校担当者に提示し協議のうえ、承諾を得ること。

9 販売価格

- (1) 販売する飲料及び食品の価格は、標準販売価格より廉価な価格とすること。

- (2) 販売価格について、物価変動や消費税の改定等で当初提示値引き額の維持が困難となることが想定される場合は、価格改定を希望する1か月前までに書面をもって学校長に申し入れ、学校長の承認を得て変更するとともに、自動販売機に価格改定についての通知を掲示すること。

10 自動販売機の仕様

- (1) 設置する自動販売機は、省電力、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。
- (2) 電力及び環境に配慮した自動販売機であることを、利用者に分かりやすく表示すること。
- (3) 設置する自動販売機は、本体に漏電しゃ断器付のものとすること。
- (4) 飲料の自動販売機は1台当たり36コラム以上のものとすること。
- (5) 本体色及びデザインは、現況の施設に調和させ、公共施設にふさわしいものとすること。
- (6) 特定飲料メーカーの社名、商品名等の表示、広告宣伝等の表示は一切禁止とする。
- (7) 災害時無料提供への切替は、使用者または本校担当者の双方により鍵で操作を行う方式とする。無料提供の取扱いについては別途、双方で協議すること。
- (8) 電子マネー決済及びQRコード決済での支払いに対応していることが望ましい。
- (9) できる限り、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫（低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示等）されたユニバーサルデザイン対応であることが望ましい。
- (10) 改刷・改鋳により新しい紙幣や硬貨が発行された場合は、速やかに対応できるよう、本校担当者と協議し、必要な機種更新を行うこと。その際の費用負担は使用者側とする。

11 ペットボトル等のリサイクル

- (1) 自販機設置場所及びその周辺に、ペットボトル等を明確に分別できるリサイクルボックスを適切に設置するとともに空容器の散乱防止に努めること。また、リサイクルボックス内の空容器を、適正に処理すること。ただし、缶圧縮機、裁断機等の機械の設置、デポジット方式は認めない。
- (2) 回収頻度と回収量を考慮し、リサイクルボックスからペットボトル等の空容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積をもったものとすること。

12 管理運営上の遵守事項

毎月の計量確認については双方で協議し、決定する。

- (1) 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭

の補充、使用済容器の回収並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などには万全を期すこと。なお、床、壁面の清掃にあたり洗剤、機材を使用する場合は、事前に本校担当者の承諾を得ること。

- (2) 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (3) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (4) 設置並びに作業については、火災等事故の防止に努めること。
- (5) 自動販売機設備の撤去後は、床、壁面の清掃を必ず行い原状回復を行うこと。

13 設置にかかる教育財産使用料

標準販売価格より低廉な価格で清涼飲料水等を販売するために設置する場合は、使用料を免除する。

14 設置物件にかかる光熱水費の負担

電気の使用に関しては以下のとおりとし、ガス等燃料の使用は認めない。

水道については、本校施設部分（床及び、壁面）の日常清掃に限り本校で負担する。

- (1) 電気料金は、自動販売機設備の電気使用量に基づき本校が算定した額を、東京都が発行する納入通知書により毎月、指定期日までに納入すること。詳細については別途、協定書を取り交わすこととする。
- (2) 電気使用量を把握するための計量器（子メーター）を使用者の負担で設置すること。計量器（子メーター）は、計量法で定められた検定有効期間内のものを、自動販売機に近接し、本校係員が起立した状態で容易に視認できる位置に設置すること。

15 販売、作業等

- (1) 販売時間は、校長が定めた時間内とする。
- (2) 販売品については消費期限を明記し、期限に余裕をもって販売すること。
- (3) 販売品補充並びにペットボトル等回収に関わる日常作業は、年末年始の休日を除く平日において本校が別途定める時間に行うこと。ただし、学校行事等で週休日等に作業を行う必要がある場合は、必要に応じて協議すること。
- (4) 修理、保守作業の日時は原則として平日の9時から17時までとし、事前に日程調整を行うこと。作業の際は、騒音等の発生により授業等教育活動に支障をきたさないよう配慮すること。
- (5) 日常作業は概ね週3回以上を基本とし、商品の欠品は速やかに解消すること。
- (6) 本校の施設管理上及び生徒指導上、止むを得ず一定期間の販売休止を要請する場合がある。その際は必要に応じて協議すること。

- (7) 自動販売機設備にかかる作業の一切は、生徒、来校者及び教職員の安全確保に十分留意するとともに、本校の教育活動等に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- (8) 本校敷地内は、屋内屋外全て禁煙とする。

16 故障、苦情対応

- (1) 故障、苦情に関する連絡先を自動販売機の正面に表示すること。
- (2) 自動販売機の故障発生及び、故障に起因する返金、苦情処理は速やかに対応できるようにすること。
- (3) 販売に起因する利用者からの健康被害等苦情に対しては、使用者が責任をもって対応すること。

17 環境配慮

- (1) 『2025年版東京都グリーン購入ガイド』13. 自動販売機【水準1】に定める環境配慮仕様を満たすこと。
- (2) 作業にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、本校担当者から当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (3) 自動車については、本校係員が指示する場所に駐車しエンジンは停止すること。
- (4) 作業終了後は、速やかに退出すること。

18 設置経費等の負担

- (1) 自動販売機設備の設置、撤去、及び改刷・改鋳対応等の更新にかかる費用は全て、使用者が負担する。
- (2) 使用者が本校施設並びに財産の全部または一部をき損、滅失させた場合は、本校係員に遅滞なく報告を行い、使用者の負担と責任において原状回復を行うこと。

19 免責事項

- (1) 本校は使用者に対し、設置等作業に関わる経費負担、人的対応等は一切行わない。
- (2) 本校は自動販売機利用に関し教育上の観点から生徒指導を行うが、自動販売機設備の一部または全部のき損、滅失、変造硬貨等による不正利用、窃盗、悪戯等を発見した場合は直ちに本校係員に報告すること。その場合でも本校は使用者に対する賠償責任を負わないものとし、復旧にかかる経費等は全て使用者の負担とする。
- (3) 使用許可条件に定める販売休止措置並びに、使用許可の取り消しにより生じる使用者の不利益、損害等に対し本校は一切の補償を行わない。

20 使用許可の取り消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- (1) 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- (2) 自動販売機設備の設置に起因し本校の施設管理、生徒指導及び、保健衛生上の問題が生じ、使用許可を取り消す必要があると学校長が認めたとき。
- (3) 使用許可部分を公用（施設改修工事を含む）または公共用に供するため、東京都教育委員会並びに本校が必要とするとき。
- (4) 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機設備全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。

21 その他

- (1) 使用許可条件に明記のない事項等、不明な点は本校担当者と協議すること。
- (2) 使用許可期間中における使用許可条件の改定については、本校が施設管理上、教育活動上必要とする場合のほか、東京都教育委員会が別に定める教育財産の使用許可に関する規則等が改正された場合に限り、協議のうえ決定する。